

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」(以下「VTuber スタッフ」という。)のイラストの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 VTuber スタッフを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合及び山口県(以下「県」という。)が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用承認書(様式第1号)に必要書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(資格要件)

第3条 申請者は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者でないこと。
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者でないこと。

(使用の承認)

第4条 県は、第2条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、県は必要に応じて条件を付することができる。

2 VTuber スタッフの使用期間は、承認日より最長3年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を変更することができる。

3 前項の使用期間終了後、引き続き使用しようとする者は、改めて第2条の申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用承認の制限)

第5条 県は第2条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの認められる場合
 - (2) 県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - (6) VTuber スタッフの品位、イメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
 - (8) 申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
 - (9) その他、県が VTuber スタッフの使用が不適切であると認める場合
- 2 県は、使用を承認しない場合は、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用料）

第6条 VTuber スタッフの使用料については、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) 原則として、VTuber スタッフに近接して以下を表記すること。
 - ・やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」
 - ・やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「想叶太」
 - ・「恋野みのり」（「出逢いませ山口」VTuber スタッフ）
 - ・「想叶太」（「出逢いませ山口」VTuber スタッフ）
- (4) VTuber スタッフの品位、イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) VTuber スタッフの使用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、VTuber スタッフの使用承認物件に関し苦情が生じた場合は、使用者の責務において必要な措置を講ずること。
- (6) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

（承認事項の変更）

第8条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用変更承認書（様式第4号）を県に提出し、県の承認を受けなければならない。

- 2 県は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、変更を承認するときは、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用変更承認書（様式第5号）を、承認しないときはやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用変更不承認書（様式第6号）をそれぞれ交付する。

（承認の取消等）

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用承認を取り消すことができる。

- （1）使用者がこの規程に違反した場合
- （2）使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反した場合
- （3）第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- （4）申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- （5）その他県が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合

- 2 県は、前項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（損失補償等の責任）

第10条 県は、VTuber スタッフの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、VTuber を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、VTuber スタッフの使用に際して、故意又は重大な過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（権利譲渡・転貸の禁止）

第11条 使用者は、VTuber スタッフを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用実績の報告）

第12条 県は、使用者に対して VTuber スタッフの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、VTuber スタッフの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

令和 年 月 日

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局
こども政策課長 様

〒
住 所
称号又は名称
代 表 者 職
代表者氏名

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用申請書

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」
を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 申 請 ※✓をご記入ください	☒ 恋野みのり ☐ 想叶太
使 用 内 容 （目的及び方法）	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲 載 場 所	
連 絡 先	担当者名： 電話番号： M A I L：

【添付書類】

- （１）使用する物件の見本（見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等）
- （２）企業、団体等の概要書（パンフレット等）

様式第2号（第4条第1項関係）

令和 年(年) 第 号
月 日

様

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局
こども政策課長

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用承認書

令和 年 月 日付けで使用申請のあったやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用については、（下記条件を付して、）本通知により承認します。

なお、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用にあたっては、「やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用取扱規程」を遵守してください。

様式第 3 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号
令和 年(年) 月 日

様

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局
こども政策課長

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用不承認書

令和 年 月 日付けで使用申請のあったやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用については、下記の理由により承認できません。

記

（不承認とする理由）

第4号様式（第8条第2項関係）

令和 年 月 日

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局
こども政策課長 様

〒
住 所
称号又は名称
代 表 者 職
代表者氏名

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用内容変更申請書

令和 年 月 日付け第 号で承認を受けたやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記		
	前回承認を受けている申請内容 (すべて記載)	変更する内容 (変更がある部分のみ記載)
使用申請 ※✓をご記入 ください	☐ 恋野みのり ☐ 想叶太	☐ 恋野みのり ☐ 想叶太
使用内容 (目的及び方法)		
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
掲 載 場 所		
連 絡 先	担当者名 : 電話番号 : MAIL :	担当者名 : 電話番号 : MAIL :

- 【添付書類】
- (1) 変更する内容がわかる見本（見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等）
 - (2) 当初の使用承認書の写し

様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）

第 号
令和 年(年) 月 日

様

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局
こども政策課長

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ
「恋野みのり」「想叶太」使用変更承認書

令和 年 月 日付けで使用内容変更申請のあったやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用については、（下記条件を付して、）本通知により承認します。

なお、やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」の使用にあたっては、「やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」VTuber スタッフ「恋野みのり」「想叶太」使用取扱規程」を遵守してください。